

福山城天守最上階「天空の間」利活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山城の魅力向上や地域経済の活性化等を図り、それにより生じた経済効果による文化財保存の好循環を形成し、持続性を高めることを目的とした福山城天守最上階「天空の間」利活用事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業は、福山城博物館の閉館後に、福山城天守最上階「天空の間」を貸し付け、有効活用を図るものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、別紙「福山城天守最上階「天空の間」使用条件」を遵守し、良識を持って施設を使用できる事業者又は団体（以下「事業者等」という。）とする。

2 前項の事業者とは法人及び事業を営む個人とする。

3 第1項の団体とは次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 規約等により、団体の活動目的、事務所の位置、団体としての意思決定のルール、会員その他構成員にできる者の範囲、代表者その他の役員等が明確にされていること。
- (2) 団体として継続的な活動を行っていること。
- (3) 会計処理が適切にされていること。

(使用可能場所)

第4条 本事業において使用できる会場等（以下「会場等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 福山城天守最上階「天空の間」

(2) 福山城天守入口から地階エレベーターまでの通路及び地階から天空の間までのエレベーター

2 前項の会場等であっても、既存の工作物等（展示物など）を移動することはできない。ただし、軽微なもの（椅子等）は除く。

(使用可能時間)

第5条 本事業に係る会場等の使用可能時間は、原則として別表1のとおりとする。ただし、本市等が主催する事業の開催や開城時間の延長等により、変更する場合がある。

(事前相談)

第6条 会場等の使用を希望する事業者等は、市に福山城天守最上階「天空の間」利活用事

業事前協議書（様式第 1 号）を提出し、事業実施について市に事前相談をしなければならない。

- 2 前項の事前相談の受付期間は、使用予定日の前 6 月に当たる日から使用予定日の前 1 月にあたる日までとする。

（使用の許可）

第 7 条 事業者等は、前条の事前相談後、事業実施の 2 週間前までに市長に福山市財産管理規（昭和 4 1 年規則第 1 0 号）第 2 4 条に規定する行政財産使用許可申請書及び福山城「天空の間」利活用事業実施計画書（様式第 2 号）を提出し、行政財産使用許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 市長は前項の手続きにおいて、市長が必要と認める書類を追加で提出させることができる。
- 3 市長は、第 1 項の許可にあたり、使用目的、範囲、期間、時間及び使用料その他管理運営上必要な条件を付けることができる。

（使用許可の基準）

第 8 条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、会場等の使用を許可しない。

- (1) 使用目的が第 1 条に規定する事業の目的に適合しないと認められるとき。
 - (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 建物又は付属設備若しくは備付けの器具類を破損し、又はき損するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (5) その他福山城博物館の管理運営上使用を不適當と認められるとき。
- 2 会場等は、同一事業者等が引き続き 6 日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があるとき、又は福山城博物館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りではない。

（使用料の納付）

第 9 条 事業者等は、別表 2 に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用許可を受けるときに納付しなければならない。ただし、市長において特別の事業があると認めたときは、この限りではない。

（使用料の還付）

第 1 0 条 すでに納めた使用料は還付しない。ただし、市長において相当の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することがある。

(許可の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 第7条第1項の規定による申請事項に不実の記載があったとき。
- (2) 第7条第3項の規定による使用許可条件に違反したとき。
- (3) 第8条第1項各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 関係法令に違反したとき。

2 前項の規定により、事業者等に損害を及ぼすことがあっても、本市はその責めを負わない。

(事業中止)

第12条 事業者等は本事業の実施を中止する場合は、事業中止が決定した後、速やかに市長に福山城天守最上階「天空の間」利活用事業中止届（様式第3号）を提出しなければならない。

(事業報告)

第13条 事業者等は本事業実施後10日以内に市長に「福山城天守最上階「天空の間」利活用事業実施報告書（第4号様式）」を提出しなければならない。

(使用財産の原状回復)

第14条 事業者等は、本事業実施後、速やかに使用した会場等を原状回復しなければならない。

- 2 事業者等が会場等を荒廃させ、若しくは損傷し、又は滅失したときは、すみやかに原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。
- 3 事業者等が前項の原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、市長がこれを施行し、その費用は、事業者等から徴収する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）年4月24日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

事 由	使用可能な時間 (準備及び撤収の時間を含む)
会場等の使用	福山市立福山城博物館休館日（※）を除く午後 5 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分 ※休館日は次のとおり。 ・毎週月曜日（ただし、その日が祝日の場合はその翌日） ・年末（1 2 月 2 8 日から 1 2 月 3 1 日まで） ・展示入替等による臨時休館日 ・市事業などの実施日
物品の搬出入に係る車両の出入り	午後 5 時～午後 1 0 時（厳守） ただし、一般観覧や本市が行う管理・運営の状況により別途協議

別表 2（第 9 条関係）

摘 要	利用料金
会場等使用料	3 5, 0 0 0 円／回※電気使用量等も含む。